

○石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

(1) 医療費等の申請に係る医学的判定の状況

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		147件 (中皮腫 100件 肺がん 39件 石綿肺 2件 びまん性胸膜肥厚 6件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	81件 (中皮腫 63件 肺がん 17件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 1件)	9,096件 (中皮腫 7,440件 肺がん 1,493件 石綿肺 32件 びまん性胸膜肥厚 131件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※4}	23件 (中皮腫 8件 肺がん 8件 石綿肺 2件 びまん性胸膜肥厚 5件)	1,906件 (中皮腫 697件 肺がん 770件 石綿肺 226件 びまん性胸膜肥厚 213件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	43件 (中皮腫 29件 肺がん 14件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	408件(191件)^{※5} (中皮腫 262件(115件) 肺がん 139件(71件) 石綿肺 2件(2件) びまん性胸膜肥厚 5件(3件))

※3 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※4 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、医療費等の申請に係る疾病名で数えています。

※5 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(2) 特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況

(施行前死亡者^{※6}に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		0件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 0件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	0件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 0件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕	161件 〔中皮腫 5件〕 〔肺がん 149件〕 〔石綿肺 2件〕 〔びまん性胸膜肥厚 5件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※9}	0件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 0件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕	396件 〔中皮腫 21件〕 〔肺がん 349件〕 〔石綿肺 18件〕 〔びまん性胸膜肥厚 8件〕
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	0件 〔中皮腫 0件〕 〔肺がん 0件〕 〔石綿肺 0件〕 〔びまん性胸膜肥厚 0件〕	34件(12件)^{※10} 〔中皮腫 3件(1件)〕 〔肺がん 30件(10件)〕 〔石綿肺 0件(0件)〕 〔びまん性胸膜肥厚 1件(1件)〕

※6 施行前死亡者は、中皮腫及び肺がんについては平成18年3月27日より前に死亡した者を指し、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、これらの疾病が指定疾病として追加された平成22年7月1日より前に死亡した者を指します。

※7 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※8 特別遺族弔慰金等の請求(中皮腫)については、「石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について(通知)(平成25年6月18日 環企発第1306182号 環境省総合環境政策局環境保健部長通知)」等に基づき、死亡診断書等に死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である場合を除く。)には、機構が医学的判定を申し出ることなく認定を行っています。認定状況については、機構のホームページ(<http://www.erca.go.jp>)を御覧ください。

※9 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※10 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、追加で提出された資料により機構が医学的判定を申し出ることなく中皮腫として認定を行った件数及び判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(未申請死亡者に係るもの)

判定件数	今回の判定件数	(参考)判定件数累計
		40件 (中皮腫 24件 肺がん 9件 石綿肺 3件 びまん性胸膜肥厚 4件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	20件 (中皮腫 14件 肺がん 4件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 2件)	1,280件 (中皮腫 1,001件 肺がん 254件 石綿肺 5件 びまん性胸膜肥厚 20件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの ^{※12}	11件 (中皮腫 2件 肺がん 4件 石綿肺 3件 びまん性胸膜肥厚 2件)	543件 (中皮腫 263件 肺がん 178件 石綿肺 55件 びまん性胸膜肥厚 47件)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (判定保留)	9件 (中皮腫 8件 肺がん 1件 石綿肺 0件 びまん性胸膜肥厚 0件)	47件(34件) ^{※13} (中皮腫 24件(15件) 肺がん 22件(19件) 石綿肺 1件(0件) びまん性胸膜肥厚 0件(0件))

※11 これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、資料が提出されたために改めて判定を行った案件は、審議は複数回行ったこととなりますが、1件と数えています。

※12 件数の内訳は、機構からの医学的判定の申出がなされた、特別遺族弔慰金等の請求に係る疾病名で数えています。

※13 資料が提出されたために改めて判定を行った結果、「石綿を吸入することにより指定疾病にかかった」又は「石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではない」と判定した案件は、件数累計から除いています。また、括弧内は、判定保留として機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めている間に申請が取り下げられた件数を除いた件数です。

(参考) 今回の医学的判定に係る主な審議会の開催状況

平成31年2月8日 第324回石綿健康被害判定小委員会審査分科会
 平成31年2月22日 第325回石綿健康被害判定小委員会審査分科会
 平成31年2月28日 第326回石綿健康被害判定小委員会審査分科会
 平成31年3月5日 第90回石綿健康被害判定小委員会石綿肺等審査分科会
 平成31年3月15日 第175回石綿健康被害判定小委員会